

重要事項説明書（岩野谷保育園）

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月1日安中市条例第15条)第5号に基づく重要事項説明書

1、施設の目的

岩野谷保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2、運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家族との連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3、当園の概要

名 称	岩野谷保育園
所在地	安中市岩井甲 6 1 7 番地
開所年月日	昭和 4 4 年 4 月 1 日
電話番号	0 2 7 - 3 8 1 - 3 3 2 0
園長氏名	中島優子
利用定員	9 0 名
実施する事業の種類	延長保育・子育て支援センター

4、開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開 園 日	月曜日～土曜日
開園時間	7 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分(月から金) 8 時 0 0 分～1 3 時 3 0 分（土曜日）
保育提供時間	保育標準時間: 7 時から 1 8 時 保育短時間：8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分
延長保育時間	保育標準時間：1 8 時から 1 9 時 短時間認定 ：1 6 時 3 0 分から 1 9 時
休園日	日曜日 国民の祝日 年末年始

5、職員体制

	常勤	常勤有資格者	非常勤	非常勤有資格者	備考
園長	1人	1人	0人	0人	
主任保育士	1人	1人	0人	0人	
保育士	6人	6人	13人	13人	
栄養士	1人	1人	0人	0人	
調理人	2人		0人	2人	

6、提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月厚労告）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助をしていきます。

（2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な方々や場所や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

7、給食等について

（1）提供方法

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。日々、子ども達が安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努められる給食提供を目指しております。

（2）提供方法

自園調理にて提供する。

（3）昼食・おやつ

保護者の方へは、前月末日までに翌月の献立表をお配りします。

（4）食物アレルギー等の対応

給食の献立の材料の中で、アレルギーなどで食べられない食材がありましたら別メニューでの給食の提供が可能です。その際、事前にお話をお聞かせいただき、合わせて「食物アレルギーに関する調査票」の提出のご協力をお願いいたします。（例 卵・牛乳・小麦粉等）

（5）衛生管理など

安中保健福祉事務所に書類の届けを提出しております。

栄養士及び調理に従事する職員は、毎月検便を行っています。

（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O157）

8、当園の保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡し合う目的にて、0・1・2歳児は年齢に合わせて連絡帳を活用しています。また、全年齢の各部屋前及び各玄関にホワイトボードを設置して各クラスからの連絡を記入しておりますのでご覧ください。また、毎月「園だより」を発行します。前月の末日に配布して、次月の行事等の確認及び、共通連絡事項の確認など随時通知してお知らせします。

9、当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 当園・降園の際は「登降園システム」にて時間管理をしておりますので、各自のカードを忘れずかざしてください。

(2) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、電話にて朝9時までにご連絡をお願いします。

(3) お迎えが遅れる場合

保育認定時間を超えた時間でのお迎えとなる場合は、連絡をお願いします。その場合は延長保育扱いとなり、延長保育料が発生しますので、あらかじめご了承ください。

(4) 健康状態の確認のお願い

検温表に体温を記入してご持参下さい。前日に発熱など、子どもさんの健康状態の確認をお願いします。

(5) 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・耳下腺炎・水痘・風疹・インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症にかかった場合は登園停止期間を経過してから登園のご協力をお願いいたします。その際は当園に「治癒証明書」がありますので、記入していただき、登園時に提出をお願いいたします。

(6) 投薬について

投薬は医療行為に当たりますので、保育園では原則として薬はお預かり出来ませんのでご了承ください。ただし、医師から治療のために投薬が必要な場合は担任にお話し下さい。

10、健康診断について

(1) 内科検診・歯科検診

内科検診は年2回、歯科検診は年1回で嘱託医が検診を行います。

検診の結果については児童票（永年保存の成長記録簿）に記載します。

保護者の皆さまには、治療を要する場合のみ、口頭にてお伝えします。

(2) 発育測定

毎月1回、身長・体重の計測を行います。結果については、出席ノートに記載しますので子どもさんの成長をご確認下さい。また、児童票（永年保存の成長記録簿）の記載も行います。

1 1、保育料等

(1) 保育料

- ・0歳児から2歳児まで（満3を含みます）の子どもについては、保育認定をした市町村が定める保育料を各市町村に納めていただきます。

納入方法については、銀行口座振込みとなります。

- ・3歳から5歳児までの全ての子どもの利用料は無償化されましたので、市町村にお支払いいただく必要はありません。

給食費（副食費）：令和6年度より無償化となりましたので、園での集金はありません。

(2) 延長保育料

保育認定時間（保育標準時間認定及び保育短時間認定）を超過した場合は延長保育料が発生します。集金方法は、次月の月はじめに集金袋にて集金を行います。 30分超過につき：100円の集金

(3) 実費集金

- ①絵本代：年長・年中・年少組は毎月絵本の購入をお願いしています。

金額：1冊500円前後です。

- ②保護者会費の集金：世帯一人在園 年間4,000円

世帯二人在園 年間5000円

世帯三人在園 年間6000円

1 3、利用の終了について

当園は以下の場合により、保育提供を終了いたします。

- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4、支給認定区分の変更

ア、3号認定から2号認定に変更になる場合は、年齢到達により市より新しい認定書が交付されます。

イ、就労時間等の変更が生じた場合は、その都度「支給認定変更申請書」及び「就労証明書」等の「保育を必要とする事由」がわかる書類の提出が必要となりますので提出のご協力をお願い致します。

1 5、賠償責任保険の加入

(1) 保険会社 AIG 損害保険株式会社

(2) 保険の種類 普通傷害保険 (保険料は当園負担)

1 6、嘱託医

(1) 内科

名 称	おにかた医院
医院長名	鬼形節子
所在地	安中市下後閑 1 6 3 5
電話番号	0 2 7 - 3 8 5 - 1 3 5 1

(2)、歯科

名 称	かばさわ歯科医院
医院長名	樺沢一洋
所在地	安中市板鼻 2 - 7 - 4
電話	0 2 7 - 3 8 2 - 8 8 1 1

1 7、緊急時の対応方法

当園において、子どもさんの身体に急変があった場合は、保護者の皆さまに連絡をさせていただきますが、連絡が取れない場合に限りましては、乳幼児の身体の安全を最優先とさせていただき、嘱託医等に相談後、迅速に対処をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。。

(緊急時の外科)

名 称	正田病院
院長名	正田弘一
所在地	安中市安中 1 - 1 6 - 3 2
電話番号	0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 2 3

18、非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	安中消防署 平成26年4月1日
防火管理者	園長 中島優子
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙探知機・誘導灯

19、要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付担当者

氏名 白石伊世子(主任保育士)

(2) 議決責任者

氏名 中島優子(園長)

(3) 第三者委員

氏名 三澤利男 (福社会監事)

氏名 坂内信子 (福社会監事)

氏名 田村廣政 (福社会監事)

(4) 受付方法

面接・文書・電話などの方法にて受け付けます。